

11月9日から15日は

秋の火災予防運動



これから火災が起こりやすい季節を迎えます。火災は発生しないのが一番です。
「我が家は大丈夫!!」と安心する前に、もう一度火の元の点検をお願いします。

【もういいかい 火を消すまでは まあだだよ】平成26年度全国统一防火標語

<p>火災から 我が家を守る 7つのポイント</p>	<p>放火されない 環境づくり!</p>	<p>子供に火遊び をさせない!</p>	<p>ストーブで乾 かさない!</p>
<p>離れるときは 火を消す!</p>	<p>寝たばこ、投げ捨 てはしない!</p>	<p>たこ足配線は ダメ!</p>	<p>たき火をしない!</p>

～火災予防運動中の主な行事～

- ・ 懸垂幕、横断幕、のぼり旗の掲示による広報及び消防車両などでの巡回広報の実施。
- ・ ふれあいペンダント設置者宅の住宅防火診断の実施。
- ・ 防火防災教室(各地区、各事業所)及び防災指導(保育所等)の実施。
- ・ 幼年消防クラブ員による法被通園^{ほっぴ}及び防火パレードの実施。



なぜ減らない? たき火(剪定枝の焼却等)からの火事!

東山梨消防本部管内では、8月末現在までで26件の火災が発生しており、たき火及び剪定枝の焼却等を原因とする火災が14件です。

☆たき火(剪定枝の焼却等)による火災を防ぐには! ☆

- 1 強風時、空気が乾燥しているときは行わない。
- 2 水バケツ、消火器等、消火の準備をする。
- 3 完全に火を消すまでは、その場を離れない。
- 4 剪定枝の焼却を行う場合には、消防署に連絡する。

たき火(剪定枝の焼却等)をするときは、これらの注意事項を守り、火災の予防に心掛けましょう。

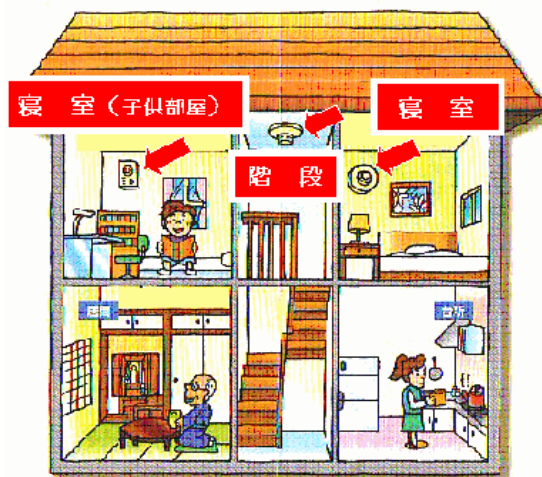


住宅用火災警報器が 大切な「命」「財産」を守ります。 寝室・階段に設置しましょう。



東山梨地区の設置率は69.9%です。
(平成26年8月末現在)

※ 山梨県内の設置率は68.8%です
(平成26年5月末現在)



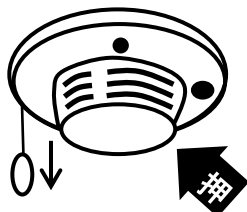
住宅用火災警報器の定期点検をしましょう。 お手入れ2つのポイント！

1 定期的に作動点検をしましょう。

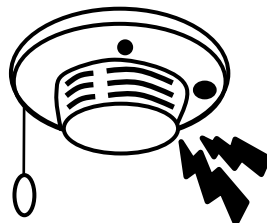
せっかく取り付けてもいざという時に作動しなければ意味がありません。点検方法は、本体の「ひもを引く」・「ボタンを押す」など機種により異なりますが、正常に作動するかテストしましょう。

2 電池の交換を忘れずに。

住宅用火災警報器は定期的な電池交換が必要です。作動点検をした際に警報音が鳴らない場合は、電池切れですので早めの交換をおすすめします。



引きひもを引く
またはボタンを押す



鳴ればOK

住宅用火災警報器の 悪質な訪問販売に注意！

消防本部による訪問販売は一切行っておりませんので、悪質な訪問販売にご注意ください。

甲種防火管理新規講習開催のお知らせ

消防法第8条に規定する防火管理の資格付与講習を次のとおり開催します。

1 講習種別

甲種防火管理新規講習(甲種防火対象物の防火管理の資格が取得できます。)

2 講習日時及び講習場所

講習日時 平成26年11月26日(水)・27日(木)の2日間

講習場所 東山梨消防本部3階大会議室 甲州市塩山西広門田385番地 電話:32-0119

3 受講受付

受付期間 平成26年10月20日(月)から10月24日(金)までの5日間 午前9時から午後5時まで

受付場所 (1) 塩山消防署 甲州市塩山西広門田385番地 電話:32-5024

(2) 山梨消防署 山梨市小原西100番地1 電話:22-0119

4 受講定員

70人(定員になり次第締め切り)

※ 詳細は、当組合ホームページより確認してください。(http://www.ey119.jp/)

※ お問い合わせは、塩山消防署及び山梨消防署まで。